

平成28年1月28日開催

会 議 録

京都市文化財保護審議会

京都市文化財保護審議会会議録

1.	開催年月日	平成28年1月28日（木）
2.	開催場所	京都市文化財建造物保存技術研修センター
3.	開催時間	午前10時00分～正午
4.	出席委員	尼崎博正 委員
5.		石田潤一郎 委員
		泉 万里 委員
		井上満郎 委員
		上原真人 委員
		小椋純一 委員
		下坂 守 委員
		関根俊一 委員
		高橋康夫 委員
		永井規男 委員
		西岡陽子 委員
		根立研介 委員
		八木 透 委員
		山路興造 委員
		和田晴吾 委員

平成28年1月28日

京都市文化財保護審議会

議 事 摘 録

議題

- 1 第34回指定登録文化財の諮問について
- 2 その他（報告事項）
 - (1)今年度の市指定文化財解除について
 - (2)「京都岡崎の文化的景観」の国の重要文化的景観への選定について
 - (3)組織改正（歴史資料館）について
 - (4)平成27年度の新規採用職員の紹介

議案又は報告事項	顛 末
議題 1 第 3 4 回京都市指定登録文化財の諮問	京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化財担当部長から京都市文化財保護審議会会長に諮問書が提出される。 (事務局から資料に基づいて諮問内容についての説明) (質疑応答) 1 建造物（白山神社本殿） 委員 建物の材質は。 事務局 本殿は杉，木鼻等は檜と推測している。 会長 追って調査するように。 2， 3 美術工芸品（紙本金地著色車争図，書院障壁画） 会長 「紙本金地著色車争図」は補筆・補彩が加わっているようだが，これから更に綿密な調査をお願いする。 委員 個人所蔵の綺麗な絵画のような美術品については，海外流出の危険性がある。市で対策を考えていただきたい。 事務局 文化庁には買取制度があるが，京都市には無い。盗難の事例も見受けられるので，対策を考えていきたい。委員の皆様にも御意見を伺うと思うが，よろしくお願いします。 会長 文化財は京都にとって欠かせないもの。十分に見守っていく必要がある。 会長 10 頁の 10 行目で，「見解には与しがたい」という強い論調が使われている。もう少し柔らかな言い回しをお願いしたい。 事務局 文言については，委員と相談の上改めさせていただく。 委員 京都市は博物館がなく，買取も含め，京都市にとって大切な美術品を京都市に残す制度が無い。他都市だと博物館があり，そこで買取を行うか，企業がお金を出して寄付をするような制度がある。 最近も，重要な絵巻が海外に買われている。質の高い美術品は勿論，それ以外でも，例えば京都の年中行事を描いた資料等，京都市に残すべきものもある。 会長 深刻で重要な問題である。ただ，京都市は他都市に比べ，膨大な量の文化財がある。相当細密な手当・制度を考えなければならない。

	4, 5 美術工芸品（懸仏） 委員 八幡宮社はいつ造立されたか。 事務局 本殿の前に石灯籠があり，そこに寛永１８年（１６４１）の銘があることから，本殿もその頃に建てられた可能性が高いとされている。 委員 当然，継承された社殿に当時は懸けられていたかと思うが，本殿の釘穴を検証することで位置を確認できる。検証したか。 事務局 今後調査し，確認する。 会長 １５頁の説明の３行目の意味合いが取れない。 事務局 整理して修正する。 委員 絵画と工芸品で法量や形状等のデータ量が不統一である。 事務局 絵画に関しては，従来どおりの形式に沿い，本文において構図や内容を詳述していたが，工芸品や彫刻と不統一な部分があるので，今後，徐々に改めるようにしたい。 6 美術工芸品（冷然院出土品） 委員 前に出て出土品の説明をお願いします。 事務局 （説明） 委員 中身に異論はないが，２１頁の２～３行目，「冷然院の創建に対応する主要な瓦と考えられる」という記載は，出土した瓦が冷然院の主要建築の屋根材料だという意味合いか。 事務局 建物ではなく，築地の一部に瓦が使われているとも推測されるので，文章を改める。 委員 実態に合わせた文章の記載をお願いします。 事務局 承知した。 委員 １９頁の下から２行目，「１月」という表現は正しいか。「正月」が正しいように思う。 また，２０頁の下から２行目「平城宮・長岡宮」で良かったか。「平城京・長岡京」ではないか。 事務局 確認し，修正する。 7 美術工芸品（京都市参事会文書） 委員 参考資料の目録では，昭和元年・２年の記載が抜けている。理由の記載が必要である。 事務局 昭和元年・２年のみならず，明治期にも抜けているところがある。これについては，京都市歴史資料館に移管される前は文
--	--

	書課にて保管されていた。当時は、保存対象ではなかったため、その時期に失われたものである。 委員 抜けている部分の追加記載と、年号をわかりやすく記載すべき。 事務局 承知した。 8 名勝（等持院の庭） 委員 参考資料の13頁『都名所図会』に基づく「等持院」境内の推定平面図における、図面の柱間の数に誤りがあるので、正確に修正をお願いします。 事務局 承知した。 委員 方丈・靈光殿等は指定範囲から除外され、表門と唐門は指定範囲となっている。この違いの理由は何か。また、表門はかなり改造があるが、相当古いものなので、残すべきであるとは考える。 事務局 当初は、書院・庫裏・方丈・靈光殿も指定範囲に含める形で提案したが、所有者の意向により、上記4つは指定範囲から外すことになっている。 委員 『洛陽名跡集』ではなく、『洛陽名所集』ではないか。 事務局 確認する。 委員 作庭年代が江戸中期以降とあるが、この書き方でよろしいか。 事務局 『都名所図会』に描かれているものと似ているが史料上の根拠がない。ただし、本居宣長の『在京日記』に庭が描かれているので、江戸中期より以前に遡る可能性もある。明確には出来ないで、この書き方にしているが、問題があるようなら修正する。
審議会（答申）の日程	平成28年2月22日（月）午後1時30分からこのセンターで開催する。
議題2 その他	報告事項 (1)今年度の市指定文化財解除について 市指定有形文化財美術工芸品（彫刻）の「木造地藏菩薩坐像」（新町地藏保存会）は、国の重要文化財に指定されたので、市指定を解除する。それに伴い、本市が管理団体となっている。 「賀茂季鷹関係典籍類」1,269点のうち、「古今和歌集巻下（片

	仮名本)」が国の重要文化財に指定されたので、員数が1点減り、1,268点に変更した。 (2)「京都岡崎の文化的景観」の国の重要文化的景観への選定 本委員会の中の多数の先生方にも御協力いただき、平成22年から検討してきました「京都岡崎の文化的景観」が、平成27年10月7日に国の重要文化的景観に選定された。 (3)組織改正（歴史資料館）について 平成27年4月1日付で京都市歴史資料館が文化財保護課の所管事業所となっている。本日は職員がまいておるので紹介する。 （紹介 歴史資料館井上館長、影近次長） 事務職員は嘱託を含め3名、歴史調査員は嘱託を含め7名おり、歴史資料の調査や相談、講座の開催などの業務を担っている。 (4)平成27年度新規採用職員の紹介 また、今年度文化財保護技師を4月1日付けで建造物担当1名、美術工芸品担当1名、埋蔵文化財担当1名の計3名を採用した。 （審議会終了）
--	--

閉会時間 正午

以上のとおり，会議の顛末に相違ない事を確認したので，署名捺印する。

平成 2 8 年 月 日

京都市文化財保護審議会

委員

委員